

## 春日井市地域包括支援センター中部（介護予防支援事業）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春日井市地域包括支援センター中部（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師及びその他の従業者等（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に、不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春日井市地域包括支援センター中部
- (2) 所在地 春日井市下津町 500 番地

### （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うため、常勤の管理者を1人配置する。

(2) 指定介護予防支援の提供にあたる従業者は、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師のうち 7 人以上配置する。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、建国記念の日、春分の日、昭和の日、憲法記念日、海の日、山の日、秋分の日、スポーツの日、勤労感謝の日、12月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、春日井市（中部中学校区）とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定）に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、第 3 条に規定する事業所内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議の開催場所と内容は、次のとおりとする。

ア 第 3 条に規定する事業所内又は自宅とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により、意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、意見を求めるものとする。

(4) 従業者による居宅訪問頻度等は、次のとおりとする。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに。当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌月から起算して 3 か月に 1 回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

(5) モニタリングの結果記録は、少なくとも 1 か月に 1 回実施する。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴

収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第8条 従業者は、利用者に対する指定介護予防支援の実施により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に、指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、春日井市、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 19 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 19 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 20 年 2 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 2 月 1 日改正)

この改正は、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 5 月 16 日改正)

この改正は、平成 23 年 5 月 16 日から適用する。

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 9 月 3 日改正)

この改正は、平成 24 年 9 月 3 日から適用する。

(平成 28 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 11 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 1 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 3 月 5 日改正)

この改正は、平成 29 年 3 月 5 日から適用する。

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 2 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 4 月 16 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 16 日から適用する。

(令和元年 8 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

(令和元年 9 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 9 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 9 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。